

## [特商法改正に伴う注意事項]

この度、「特定商取引に関する法律」の改正(令和4年6月1日)により、クーリングオフの通知が、従来の書面(はがき)に加え、電磁的記録(電子メール等)でも可能となりました。

これに伴い、本会は、現在の会則第13条(クーリングオフ)、およびプライム倶楽部会員規約第6条(クーリングオフ)では、書面(はがき)によるクーリングオフ通知のみ規定しておりますが、令和4年6月1日以降につきましては、電磁的記録(電子メール等)によるクーリングオフの通知もお受けいたします。

なお、以下のアドレスに、現在の会則第13条(クーリングオフ)第2項、またはプライム倶楽部会員規約第6条(クーリングオフ)第2項に規定する必要事項を記載のうえ、電子メールをお送りいただいた場合には、改正特定商取引に関する法律の電磁的記録によるクーリングオフの通知に該当いたします。

電磁的記録によるクーリングオフの送信先 [kyosai@kknw.jp](mailto:kyosai@kknw.jp)